

## 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に 基づく補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書

道路整備事業を計画的かつ着実に進めることは、地域経済の成長や住民生活の向上を図るとともに、災害時の救援活動、復旧復興等、市民の生命を守るライフラインの整備として必要不可欠である。本市においても、一般国道156号をはじめとする国、県及び市道の整備がまだまだ立ち遅れている状況にあり、道路インフラの老朽化対策、通学路における交通安全対策等多くの課題に直面するなか、安全安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、事業実施に係る持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要となっている。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等の嵩上げが平成29年度までの時限措置となっており、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、地方自治体の運営に多大な影響を及ぼすとともに、道路整備の推進に一層の遅滞を招くこととなる。

よって、本市議会は、国に対し、迅速かつ着実な道路整備を引き続き推進するため、長期的かつ安定的な予算の確保と拡充を図るとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月 2日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣